

意外とかたん！マイナンバーカードの申請方法！

マイナンバーカードの申請方法

1 郵送による申請 2 オンラインによる申請（スマートフォンやパソコンで）

3 証明写真機からの申請

→今月号では「郵送による申請方法」、2月号では「オンラインによる申請方法」をご案内します。

郵送による申請方法

平成 27 年 10 月ごろ、住民票のご住所宛てに、「通知カード」「個人番号カード交付申請書」が送付されています。



1 個人番号カード交付申請書に必要事項を記入してください。

「署名用電子証明書」は、e-Tax の確定申告等に使用できます。「利用者証明用電子証明書」は、マイナポータルや住民票等のコンビニ交付サービスの利用時などに必要になります。
※上記サービスをご利用される場合は、**チェックを入れなくてください。**

2 顔写真を添付してください。
(縦 4.5cm、横 3.5cm) (無背景)

※必ず顔写真の裏面に、氏名と生年月日をご記入ください。

3 同封されていた送付用封筒にてお送りください。
「通知カード」と「申請書控え」は手元に保存してください。

個人番号カード交付申請書 送付用封筒を紛失してしまった方

個人番号カード交付申請書を町民課にて再交付をしています。再交付を希望する場合は、本人確認ができる身分証明書が必要です。また、HP から上記書類のダウンロードができます。「マイナンバーカード総合サイト」で検索！ ※通知カードは再発行不可

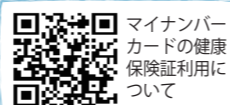
マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！！

ごんねメリットがあるだろう？

- 1 就職や転職、引っ越し等をして健康保険証としてずっと使える！
(※加入・喪失等の届出は引き続き必要です)
- 2 「マイナポータル」を通じて特定健診情報や薬剤情報・医療情報が確認できる！
- 3 「マイナポータル」にて医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に！
- 4 限度額適用認定証が無くとも、高額療養費制度にて限度額以上の支払いが免除に！
- 5 初めての医療機関でも今までの受診情報が医師等に共有され、診察の精度が上がる！
(※ご自身の同意がある場合に共有がされます)

問

マイナンバーカードの交付、健康保険に関すること：町民課 (Tel:65-0812)
健康保険証とマイナンバーカードの紐づけに関すること：企画財政課 (Tel:65-0404)
開庁時間は、平日8時30分から17時15分まで。ただし平日火曜日の町民課は19時まで。



マイナンバーカードの健康保険証利用について

ときがわ町で、
パートナーシップ宣誓制度が始まりました。

手続きの流れ

1 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望する日の7日前までに、電話、FAXまたはメールにて、総務課自治人権担当へご連絡ください。
- ・予約時にお伝えいただきたいこと
 - 宣誓を希望する日時 (平日の9時～17時)
 - お二人の氏名 (通称を使用する場合は、通称も)
 - お二人の住所
 - 代表の方の氏名と日中の連絡先
※町から予約確認の連絡をします。

- ・連絡先 総務課自治人権担当 ☎ 65-0401
FAX 65-3631
✉ jichijinken@town.tokigawa.lg.jp

2 パートナーシップの宣誓

- ・ご予約の日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。プライバシー保護のため、個室で対応します。会場は事前にお伝えします。

3 宣誓書受領証等の交付

- ・宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、町から宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。発行手続きに、交付まで1時間ほどお時間をいただきます。
- ・宣誓書受領証は1部、宣誓書受領カードはお二人にそれぞれにお渡しします。

留意事項

- ・宣誓、受領証等の発行に手数料はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しや戸籍抄本など必要書類の取得に関する手数料は負担していただきます。
- ・受領証を紛失、き損した場合には再交付の申請ができます。
- ・パートナーシップを解消したなど、宣誓の要件に該当しなくなった場合には、受領証及び受領カードを町に返還する必要があります。

問合せ先

総務課自治人権担当 ☎ 65-0401

ときがわ町では、性的マイノリティの方の社会生活を支援するため、令和3年12月1日から「ときがわ町パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度は、一方または双方の方が性的少数者であるお二人が、日常生活において相互に協力し、互いを人生のパートナーとすることを町に宣誓するものです。町は、お二人が宣誓した事実を証明する宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。

宣誓の要件

パートナーシップ宣誓制度を利用するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・パートナーシップ関係にあること。
- ・成年に達していること。
- ・お二人がときがわ町民であること。
- ・現に婚姻をしていないこと。
- ・現に他の方とパートナーシップにないこと。
- ・互いに近親者でないこと。

宣誓に必要なもの

- ・パートナーシップ宣誓書 (町HPからダウンロードまたは総務課自治人権担当窓口で配布)
- ・住民票の写し (各1通)
- ・現に婚姻していないことを証明する書類 (各1通) (戸籍抄本や独身証明書など)
- ・本人確認書類 (お二人とも) (個人番号カードや運転免許証、旅券 (パスポート) など)

通称の使用について

町長が認める場合は、氏名と併せて通称を使用することができます。通称の使用を希望する場合は、日常生活において使用している通称がわかる郵便物や社員証等をご提示ください。

宣誓書に氏名と併せて通称を使用した場合、町が交付する宣誓書受領証及び宣誓書受領カードには、表面に通称を、裏面に氏名を記載します。